

## 産業廃棄物処理業者等に係る行政処分基準

制定 平成19年4月1日  
最近改正 令和5年3月23日

### (目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき横浜市長が行う行政処分に関して、必要な事項を定めることにより、行政処分を公正かつ適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語については法令等に準拠する。

- (1) 許可業者 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定に基づき横浜市長から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
- (2) 施設設置者 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定に基づき市長の許可を受けた者をいう。
- (3) 事業者 産業廃棄物の排出者、法第21条の3に規定する元請業者若しくは下請負人又は国外から廃棄物を輸入した者をいう。
- (4) 行政処分 次のいずれかをいう。
  - ア 法第14条の3の2、法第14条の6又は法第15条の3の規定に基づく許可の取消し(以下「許可の取消し」という。)
  - イ 法第14条の3又は法第14条の6の規定に基づく事業の全部又は一部停止の命令(以下「事業停止命令」という。)
  - ウ 法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用の停止の命令(以下「使用停止命令」という。)
  - エ 法第15条の2の7及び法第19条の3第2号の規定に基づく改善命令(以下「改善命令」という。)
  - オ 法第19条の5第1項及び法第19条の6第1項の規定に基づく措置命令(以下「措置命令」という。)

### (許可の取消し)

第3条 市長は、許可業者又は施設設置者(以下「許可業者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消さなければならない。

- (1) 法第14条第5項第2号イからへまでに該当するに至ったとき  
(法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで及び法第15条の3第1項第1号該当)
- (2) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をし、又は他人の違反行為に関与し、情状が特に重いとき  
(法第14条の3の2第1項第5号(法第14条の6の規定により準用)及び法第15条の

3 第 1 項第 2 号該当)

(3) 不正の手段により法第14条第 1 項若しくは第 6 項の許可（同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。）又は法第14条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき

（法第14条の 3 の 2 第 1 項第 6 号（法第14条の 6 の規定により準用）該当）

(4) 不正の手段により法第15条第 1 項の許可又は法第15条の 2 の 6 第 1 項の変更の許可を受けたとき（法第15条の 3 第 1 項第 3 号該当）

2 市長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 別表第 1 に掲げる違反行為をしたとき

（法第14条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び法第15条の 3 第 1 項第 2 号該当）

(2) 別表第 1 に掲げる他人の違反行為に関与したとき

（法第14条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び法第15条の 3 第 1 項第 2 号該当）

(3) 施設設置者による法第15条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第15条の 2 第 1 項第 1 号若しくは法第15条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について法第15条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けたときは、その変更後のもの）に適合していないと認めるとき（法第15条の 3 第 2 項該当）

(4) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第14条第 5 項第 1 号、同条第 10 項第 1 号、又は法第15条の 2 第 1 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなり、かつ、改善の見込みがないと認められるとき

（法第14条の 3 の 2 第 2 項及び法第15条の 3 第 2 項該当）

(5) 法第14条第11項又は法第15条の 2 第 4 項の規定により当該許可に付した条件に違反し、悪質な行為であると認められるとき

（法第14条の 3 の 2 第 2 項及び法第15条の 3 第 2 項該当）

(6) 施設設置者が、法第15条の 2 の 4 において読み替えて準用する法第 8 条の 5 第 1 項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき（法第15条の 3 第 2 項該当）

（事業停止命令）

第 4 条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 別表第 2 に掲げる違反行為をしたとき 90日

(2) 別表第 3 に掲げる違反行為をしたとき 60日

(3) 別表第 4 に掲げる違反行為をしたとき 30日

(4) 別表第 6 に掲げる違反行為をしたとき 10日

(5) 別表第 2 に掲げる違反行為に関与したとき 90日

(6) 別表第 3 に掲げる違反行為に関与したとき 60日

(7) 別表第 4 に掲げる違反行為に関与したとき 30日

(8) 別表第 6 に掲げる違反行為に関与したとき 10日

(9) 別表第 5 に掲げる違反行為をしたとき 応急措置に必要な期間

(1)～(9) 法第14条の3第1号該当)

(10) 法第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき

10日以上90日以下

(法第14条の3第3号該当)

(11) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第14条第5項第1号又は同条第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき

施設又は能力が許可基準に適合するまでの間

(法第14条の3第2号該当)

2 前項の規定により事業の停止を命ずる場合は、違反行為に関連する区分の廃棄物を処理する事業の全部の停止を命ずるものとする。ただし、違反行為の態様から、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある場合は、当該許可業者の有するすべての事業の停止を命ずるものとする。

(施設の改善命令又は使用停止命令)

第5条 市長は、施設設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて施設の改善を命じ、又は当該各号に定める期間の施設の使用の停止を命ずることができる。

(1) 別表第2に掲げる違反行為をしたとき 90日

(2) 別表第3に掲げる違反行為をしたとき 60日

(3) 別表第4に掲げる違反行為をしたとき 30日

(4) 別表第6に掲げる違反行為をしたとき 10日

(5) 別表第2に掲げる違反行為に関与したとき 90日

(6) 別表第3に掲げる違反行為に関与したとき 60日

(7) 別表第4に掲げる違反行為に関与したとき 30日

(8) 別表第6に掲げる違反行為に関与したとき 10日

(9) 別表第5に掲げる違反行為をしたとき 応急措置に必要な期間

(1)～(9) 法第15条の2の7第3号該当)

(10) 施設設置者による法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第15条の2第1項第1号若しくは法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について法第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、その変更後のもの）に適合していないと認めるとき

施設が許可基準等に適合するまでの間

(法第15条の2の7第1号該当)

(11) 施設設置者の能力が法第15条の2第1項第3号に規定する基準に適合していないと認められるとき

施設又は能力が許可基準に適合するまでの間

(法第15条の2の7第2号該当)

(12) 施設設置者が法第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき

10日以上90日以下

(法第15条の2の7第4号該当)

(行政処分をしようとする時の手続)

第6条 市長は、行政処分を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項各号に該当する場合を除き、同条第1項の規定に基づき、当該事業者及び許可業者等について聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

2 前項の規定による聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知は、聴聞の期日又は弁明書の提出期限の10日前までに行うものとする。

(公表)

第7条 市長は、行政処分を行った場合は、当該行政処分を受けた者の名称、当該行政処分の内容、当該行政処分を受ける原因となった事実その他必要な事項（以下「行政処分の事実等」という。）について、次の方法により公表するものとする。ただし、公表することにより、個人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、行政処分の事実等の一部を公表しないことができる。

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 横浜市ホームページへの掲載
- (3) 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課における閲覧

(報告又は通知)

第8条 市長は、行政処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、他の都道府県、政令で定める市及び環境省に連絡するものとする。

2 市長は、許可の取消しに関し、第6条の規定による聴聞の通知の到達後、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃止届（事業の全部の廃止の場合に限る。）があった場合には、当該届出を行った者が法第7条第5項第4号ホに該当する旨を関係機関に通知するものとする。

附 則（平成19年3月）

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(廃止)

2 平成13年10月1日施行の「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」は廃止する。

附 則（平成23年11月）

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

違反内容	条項	違反内容
(1) 無許可営業	法第14条第1項	許可を受けずに産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う。
	法第14条第6項	許可を受けずに産業廃棄物の処分を業として行う。
	法第14条の4第1項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う。
	法第14条の4第6項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の処分を業として行う。
(2) 無許可事業範囲変更	法第14条の2第1項	許可を受けずに産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲の変更を行う。
	法第14条の5第1項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲の変更を行う。
(3) 事業停止命令違反	法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）	（特別管理）産業廃棄物処理業に関し、事業の停止を命ぜられ、これに従わない。
(4) 措置命令違反	法第19条の5第1項	産業廃棄物の処分に関し、措置命令に従わない。
	法第19条の6第1項	事業者が措置命令に従わない。
(5) 委託基準違反（無許可業者への委託）	法第12条第5項（法第15条の4の6でみなす場合を含む。）	産業廃棄物の処理の委託を行うに当たり、産業廃棄物処理業の許可を有しない者に委託する。
	法第12条の2第5項（法第15条の4の6でみなす場合を含む。）	特別管理産業廃棄物の処理の委託を行うに当たり、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有しない者に委託する。
(6) 名義貸しの禁止違反	法第14条の3の3	産業廃棄物処理業者が名義貸しを行う。
	法第14条の7	特別管理産業廃棄物処理業者が名義貸しを行う。
(7) 施設無許可設置	法第15条第1項	許可を受けずに産業廃棄物処理施設を設置する。
(8) 施設無許可変更	法第15条の2の6第1項	変更許可を受けずに産業廃棄物処理施設の変更を行う。
(9) 無確認輸出	法第10条第1項（法第15条の4の7第1項において準用する場合）	環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物の輸出を行う。（未遂を含む）
(10) 受託禁止違反	法第14条第15項	業の許可なく産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託する。
	法第14条の4第15項	業の許可なく特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託する。
(11) 不法投棄	法第16条	みだりに廃棄物を捨てる。（未遂を含む。）
(12) 不法焼却	法第16条の2	規定された方法によらずに廃棄物の焼却を行う。（未遂を含む。）
(13) 指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第16条の3	規定された方法によらずに指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行う。
(14) 委託基準違反	法第12条第6項（法第15条の4の6でみなす場合を含む。）	産業廃棄物の処理の委託を行うに当たり、産業廃棄物委託基準に従わない。
	法第12条の2第6項（法第15条の4の6でみなす場合を含む。）	特別管理産業廃棄物の処理の委託を行うに当たり、特別管理産業廃棄物委託基準に従わない。
(15) 再委託基準違反	法第14条第16項	産業廃棄物の再委託を行うに当たり、産業廃棄物再委託基準に従わない。
	法第14条の4第16項	特別管理産業廃棄物の再委託を行うに当たり、特別管理産業廃棄物再委託基準に従わない。
(16) 改善命令等違反	法第15条の2の7	産業廃棄物処理施設に係る改善又は使用の停止を命ぜられ、これに従わない。
	法第19条の3	改善命令に従わない。
(17) 施設無許可譲受け、施設無許可借受け	法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合）	許可を受けずに産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受ける。
(18) 無許可輸入	法第15条の4の5第1項	環境大臣の許可を受けずに廃棄物の輸入を行う。
(19) 輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項	廃棄物の輸入の許可に係る条件に違反する。
(20) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬	法第16条	不法投棄・不法焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬を行う。
	法第16条の2	
(21) 無確認輸出予備	法第10条第1項（法第15条の4の7第1項において準用する場合）	環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物の輸出を行う目的でその予備を行う。

別表第2

違反内容	条項	違反内容
(1) 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	法第15条の19第4項	土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令に従わない。
	法第19条の10第1項	支障の除去等の措置命令に従わない。
(2) 虚偽管理票交付	法第12条の4第1項	許可業者が処理を受託していないにもかかわらず、管理票に虚偽の記載をし、交付する。
(3) 管理票に係る勧告の措置命令違反	法第12条の6第3項	管理票に係る勧告の措置命令に従わない。

別表第3

違反内容	条項	違反内容
施設使用前検査受検義務違反	法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)	産業廃棄物処理施設について、設置に関する計画に適合しているとの市長の認定を受けずに使用する。

別表第4

違反内容	条項	違反内容
(1) 保管届出義務違反	法第12条第3項	事業場外における産業廃棄物の保管の届出をしていない。
	法第12条の2第3項	事業場外における特別管理産業廃棄物の保管の届出をしていない。
(2) 管理票交付義務違反・管理票記載義務違反・管理票虚偽記載	法第12条の3第1項 (法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)	(事業者又は廃棄物を輸入する者が) ・管理票を交付しない。 ・管理票に必要な事項を記載しない。 ・管理票に虚偽の記載をして管理票を交付する。
(3) 管理票写し送付義務違反・管理票記載義務違反・管理票虚偽記載	法第12条の3第3項前段	(運搬受託者が) ・管理票の写しを送付しない。 ・管理票に必要な事項を記載しない。 ・管理票に虚偽の記載をして管理票を送付する。
(4) 管理票回付義務違反	法第12条の3第3項後段	運搬受託者が処分を委託された者に管理票を回付しない。
(5) 管理票写し送付義務違反・管理票記載義務違反・管理票虚偽記載	法第12条の3第4項 法第12条の3第5項 法第12条の5第5項	(処分受託者が) ・管理票の写しを送付しない。 ・管理票に必要な事項を記載しない。 ・管理票に虚偽の記載をして管理票の写しを送付する。
(6) 管理票・同写し保存義務違反	法第12条の3第6項	管理票交付者が規定された期間管理票写しの保存を行わない。
	法第12条の3第9項	運搬受託者が規定された期間管理票写しの保存を行わない。
	法第12条の3第10項	処分受託者が規定された期間管理票の保存を行わない。
(7) 引受禁止違反	法第12条の4第2項	管理票の交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受ける。
(8) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告	法第12条の4第3項	運搬受託者又は処分受託者が、運搬又は処分を終了していないのに虚偽の管理票の送付又は情報処理センターに虚偽の報告をする。
	法第12条の4第4項	中間処分受託者が、最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないのに虚偽の管理票の写しの送付又は情報処理センターに虚偽の報告をする。
(9) 電子管理票虚偽登録	法第12条の5第1項(法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)	事業者又は廃棄物を輸入する者が情報処理センターに虚偽の登録をする。
(10) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第2項	(運搬受託者又は処分受託者が) ・運搬又は処分終了後に、情報処理センターに報告しない。 ・運搬又は処分終了後に、情報処理センターに虚偽の報告をする。
	法第12条の5第3項	(処分受託者が) ・最終処分が終了した旨を情報処理センターに報告しない。 ・最終処分が終了した旨を情報処理センターに虚偽の報告をする。
(11) 処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第14条第13項 法第14条の4第13項	許可業者が、収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨を当該委託をした者に通知をせず、又は虚偽の通知をする。
(12) 処理困難通知保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の4第14項	許可業者が、収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨の通知の写しを保存しない。
(13) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第15条の19第1項	土地の形質の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする。
(14) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	法第7条第15項 (法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項において準用する場合)	(自己処理用産業廃棄物処理施設設置者、特別管理産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が) 帳簿を備えず、又は規定された事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をする。
	法第7条第16項 (法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項において準用する場合)	(自己処理用産業廃棄物処理施設設置者、特別管理産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が) 帳簿を規定された期間保存していない。

(15) 業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反、虚偽届出	法第7条の2第3項 (法第14条の2第3項、法第14条の5第3項において準用する場合)	産業廃棄物処理業に係る廃止若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする。
	法第9条第3項 (法第15条の2の6第3項において準用する場合)	産業廃棄物処理施設に係る廃止若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする。
	法第9条第4項 (法第15条の2の6第3項において準用する場合)	産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をする。
	法第9条の7第2項 (法第15条の4において準用する場合)	産業廃棄物処理施設に係る相続の届出をせず、又は虚偽の届出をする。
(16) 定期検査拒否・妨害・忌避	法第15条の2の2第1項	施設設置者が、処理施設について、定期検査を拒み、妨げ、又は忌避する。
(17) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	法第8条の4 (法第15条の2の4及び第15条の4の4第3項において準用する場合)	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記録をし、記録を備え置かず、又は利害関係者の求めに対して記録の閲覧を拒む。
(18) 処理責任者等設置義務違反	法第12条第8項	産業廃棄物処理責任者を置いていない。
	法第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物処理責任者を置いていない。
(19) 報告拒否、虚偽報告	法第18条	報告をせず、又は虚偽の報告をする。
(20) 立入検査拒否・妨害忌避	法第19条第1項	事業者又は処理業者等が検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避する。
	法第19条第2項	無害化処理認定業者又は廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は輸出しようとした者等が検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避する。
(21) 技術管理者設置義務違反	法第21条第1項	技術管理者を置いていない。

#### 別表第5

事故時応急措置命令違反	法第21条の2第2項	事故時応急措置命令に従わない。
-------------	------------	-----------------

#### 別表第6

別表第1から別表第5に該当しないもの
--------------------